

総財地第 111 号
令和 3 年 5 月 27 日

各都道府県総務部長 }
各指定都市総務局長 } 殿

総務省自治財政局地方債課長

「令和 3 年度地方債同意等基準運用要綱」の一部改正について（通知）

このたび、「令和 3 年度地方債同意等基準運用要綱について」（令和 3 年 4 月 1 日付け総財地第 17 号・総財公第 58 号・総財務第 42 号総務副大臣通知）を別紙のとおり改めましたので、お知らせします。

おって、貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いします。

令和3年度地方債同意等基準運用要綱の一部改正 新旧対照表

令和3年度地方債同意等基準運用要綱（改正後）	令和3年度地方債同意等基準運用要綱（現行）
<p>第一～第四 （略）</p> <p>第五 その他の留意事項</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 公営企業における減収に係る地方債に関する事項</p> <p>1 通常収支分</p> <p>平成 28 年熊本地震減収対策企業債（同意等基準第二の二の 1 の(ロ)の(3)に掲げる「平成 28 年熊本地震に伴う料金の減免や事業休止等により令和3年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額」に係る地方債をいう。）及び特別減収対策企業債（同意等基準第二の二の 1 の(ロ)の(4)に掲げる「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により令和3年度において発生又は拡大する公営企業の資金不足額」に係る地方債をいう。）については、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 特別減収対策企業債</p> <p>ア 対象経費</p> <p>令和3年度の資金不足額（法適用企業は地財令第 15 条第 1 項第 1 号の額から同項第 3 号の額を控除した額をいい、法非適用企業は同令第 16 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号の額の合計額をいう。以下アにおいて同じ。） _____（平成 30 年度決算又は令和元年度決算で資金不足額が生じている場合は、平成 30 年度決算における当該額又は令和元年度決算における当該額のうちいずれか少ない額を控除した額）を対象とするものであること。</p> <p>イ 償還年限</p> <p>原則として 15 年以内とすること。</p> <p>ウ 資金</p> <p>地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。</p> <p>2 （略）</p> <p>六 （略）</p>	<p>第一～第四 （略）</p> <p>第五 その他の留意事項</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 公営企業における減収に係る地方債に関する事項</p> <p>1 通常収支分</p> <p>平成 28 年熊本地震減収対策企業債（同意等基準第二の二の 1 の(ロ)の(3)に掲げる「平成 28 年熊本地震に伴う料金の減免や事業休止等により令和3年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額」に係る地方債をいう。）及び特別減収対策企業債（同意等基準第二の二の 1 の(ロ)の(4)に掲げる「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により令和3年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額」に係る地方債をいう。）については、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 特別減収対策企業債</p> <p>ア 対象経費</p> <p>令和3年度の資金不足額（法適用企業は地財令第 15 条第 1 項第 1 号の額から同項第 3 号の額を控除した額をいい、法非適用企業は同令第 16 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号の額の合計額をいう。以下アにおいて同じ。）の<u>見込額</u>（平成 30 年度決算又は令和元年度決算で資金不足額が生じている場合は、平成 30 年度決算における当該額又は令和元年度決算における当該額のうちいずれか少ない額を控除した額）を対象とするものであること。</p> <p>イ 償還年限</p> <p>原則として 15 年以内とすること。</p> <p>ウ 資金</p> <p>地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。</p> <p>2 （略）</p> <p>六 （略）</p>